

令和4年度北九州市旅行商品造成助成事業 実施要領

当事業は、多くの方に北九州市の魅力を経験してもらうため、旅行商品に本市での宿泊、有料観光施設入場又は食事を組み込む旅行会社に対し、助成金を支給するもの。

1 制度概要

(1)助成金交付対象者

旅行商品を造成、販売する旅行会社

ただし、以下の条件を全て満たすもの

ア 国内に拠点を置く旅行事業者で、旅行業法に基づき観光庁長官又は都道府県知事登録をしていること。

イ 暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと

(2)助成対象条件

以下の条件を全て満たす旅行商品

ア 令和4年4月8日～令和5年2月28日に催行されること(緊急事態措置やまん延防止等重点措置等が出発地となる県又は福岡県内に適用されている期間は除く)。

イ 業種別の感染拡大防止予防ガイドラインを遵守した新型コロナウイルス感染症対策(消毒設備の設置、旅行者を把握するための旅行者名簿への正確な記載等)を講ずること。

ウ 募集型企画旅行であること。

エ 旅行商品名に「北九州」、又は、北九州と分かる文言を含めること。

オ 1-(3)の①②③④の要件を満たす商品であること。

カ ワクチン・検査パッケージについて以下の条件を満たせること。

- ・ 関連するガイドライン等に則して、ワクチンを接種済(3回)であること又はPCR検査等の検査結果が陰性であることを利用条件とし、利用条件を満たさない場合の対応等を商品に明記すること。
- ・ 旅行者に対し、ワクチンを接種済(3回)であること又はPCR検査等の検査結果が陰性であることを利用条件であることを販売時に伝えるとともに、条件を満たさない場合は対象外となることを伝えること。
- ・ 旅行者に対し、ワクチン接種歴または検査結果を提示することに同意させること。
- ・ 旅行開始日当日までにワクチン接種歴(3回)又は検査結果(陰性)の確認を行うこと。
- ・ その他関連するガイドライン等の内容を遵守すること。

※ワクチン接種歴又は検査結果の提示の条件を満たした同居する親等の監護者が同伴する場合には、12歳未満は検査不要。

【参考】感染拡大防止ガイドライン

- ・一般社団法人 日本旅行業協会
- ・一般社団法人 全国旅行業協会

https://www.jata-net.or.jp/virus/200514_crrspndncguideline.html

(3)助成額

助成プラン		助成額
基本要件	① 宿泊プラン ア+イの条件を満たすこと ア 市内での宿泊1泊以上 イ 市内の有料観光施設(加算要件に該当する場合を除く)入場1か所以上 又は市内での昼食1か所以上 ※宿泊証明書、立寄証明書を報告書に添付すること	2,500円/人
	② 立寄プラン 市内の有料観光施設(加算要件に該当する場合を除く)入場1か所以上 又は市内での昼食1か所以上 ※立寄証明書を報告書に添付すること	1,000円/人
加算要件	基本要件に加え、下記 <u>夜景観光(18時以降の観光)</u> を実施	
	③ 夜景観光Aプラン ・皿倉山 (要ケーブルカー、及び、スロープカー利用) ・工場夜景クルーズ ※立寄証明書を報告書に添付すること	1,000円/人
	④ 夜景観光Bプラン 立寄スポットとしてコースに組み込み、チラシに掲載すること(通過は不可) ・高塔山公園 ・足立公園 ・門司港レトロ展望室 ・和布刈公園第二展望台 ※催行当日の写真を報告書に添付すること	500円/人

※同じ商品は同一旅行会社の複数事業所から申請することはできない(商品名が異なっていたり出発地等が異なっていたり、旅程が同じであれば同一商品とみなす)。

※不明な点がある場合は事前に問い合わせること。

(4)助成限度額

助成金額は、1事業所(造成部門を指し、支店ごとではない)あたり、最大1,000,000円とする。

2 手続き

(1)助成申請

ア 提出書類

- ・助成金申請書(様式1-1)
- ・助成金申請書内訳書(様式1-2)
- ・県警照会同意書(様式2)

イ 受付期限

令和5年1月31日(火)まで

※募集を開始する1か月前までに提出すること。4月分については、速やかに提出すること。

※申請期間中であっても予算の枠を超えた場合は、募集を終了する。

ウ 決定通知

協議会は、申請内容と販売する旅行商品の内容を確認し、助成額を決定し、その旨を申請者に通知する。

(2)変更(中止)申請書

決定通知を受けた旅行商品について、やむを得ず中止する場合は、速やかに変更(中止)申請書(様式3)を提出すること。

(3)実績報告及び助成金の請求

ア 提出書類

- ・実績報告書(様式4-1)
- ・実績報告書内訳書(様式4-2)
- ・宿泊証明書、立寄証明書(様式5)
- ・旅行商品のチラシ、パンフレット等(必須)
- ・助成金請求書(様式6)

イ 提出期限

申請した旅行商品全ての催行完了後20日以内に提出すること。

ウ 助成金振込

協議会は、実績報告書類の内容を審査し、助成金を振り込む。

エ その他

助成額の合計は、決定通知に記載した金額の合計を超えることはできない。

(4)その他

国や県が実施するキャンペーン(福岡の避密の旅等)との併用は可とする。

3 留意事項

次に掲げる事項のいずれかに該当すると事務局が認めた場合は、助成決定を取り消すものとする。

- ・事業の実施にあたり、不正の行為があったとき
- ・事業の実施が著しく不適當若しくは不誠実であることが明らかなき
- ・当協議会に対し、不法行為(故意または重大な過失によるものに限る)を行った

とき

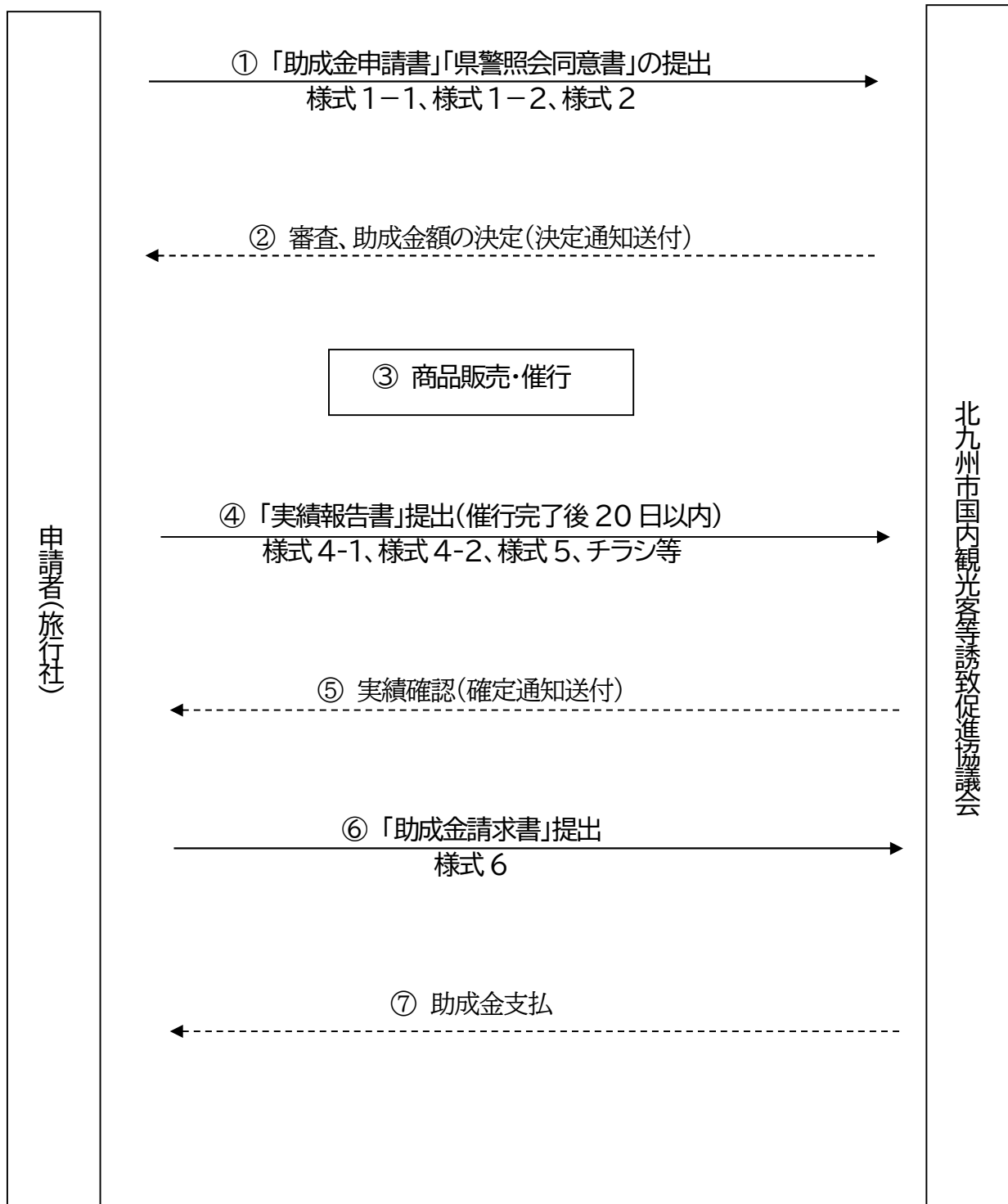
付則

この要領は、令和4年4月8日から施行する。

付則

この要領は、令和4年4月14日から施行する。

事務フロー図



【問合せ先】

北九州市国内観光客等誘致促進協議会事務局(北九州観光コンベンション協会観光事業部)

担当 藤井

Email fujii-t@hello-kitakyushu.or.jp

電話 093-541-4151

Fax 093-541-4139